

議案第 29 号

石岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を
制定することについて

石岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 21 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子等を加えるため。

石岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

石岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年石岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業（石岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年石岡市条例第45号。以下「勤務時間条例」という。）第14条の規定による特別休暇をいう。）を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡したとき。

イ 養子縁組等により職員と別居することとなったとき。

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げるとき。

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確

定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき。

第10条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げるときに該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第18条第2項中「を承認されている職員」を「又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。